

到實質活相談

賢い消費者になりましょう!

水回りの修理トラブル!

~広告マグネットを見て修理依頼~

相談はこちらへ...

役場消費生活センター (町民課内)

「EL 0796・36・1941 (直通)

たじま消費者ホットライン

「EL 0796・23・1999
※相談無料で秘密は厳守!!

【事例】

トイレの流れが悪く、専門業者に修理をお願い しようとしていた。その際、以前自宅のポストに 入っていた広告マグネットを思い出し、書かれた 業者に修理を頼んだ。

「便器が割れているので換えたほうがいい」と 言われて交換したが、その後、便器だけでなく、 排水管の交換も勧められ、結局 50 万円の請求を 受けた。

あまりに高額なので支払えない。

※広告マグネット…業者名と連絡先が書かれた磁石

【ひとことアドバイス】

- ◆広告マグネットや、ネット検索で修理を依頼 したところ、高額な料金を請求されて支払う ことができないという相談があります。
- ◆広告表示の修理料金だけで済むとは限りません。
- ◆依頼した修理以外の作業を勧められても、す ぐに契約せず、複数の業者に見積もりを依頼 するなどして慎重に検討しましょう。
- ◆工事終了後もクーリングオフできる場合があります。センターに相談ください。